

寒川町児童クラブ入所判定基準

令和元年 1 1 月 1 日 施行

1. 基本指数

- ・居宅外就労及び居宅内就労は、12時00分から18時30分の間の勤務時間を適用します。
- ・居宅内就労とは、日常生活の場と同一の居宅内で自営業に従事している場合をいいます。同じビル内、同一敷地内等の近隣も居宅内就労として扱います。
- ・居宅外就労であっても、親族関係にある経営者のもとに就労し、比較的勤務時間が自由な場合は、居宅内就労として扱います。
- ・2項目以上に該当する場合は、点数の高い方を適用します。

区 分			内 容		点 数 父	点 数 母
1	居宅外就労	外勤	月 2 0 日 以上	5 時間以上の就労を常態とする	20	20
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	19	19
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	18	18
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	17	17
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	16	16
				1 時間未満の就労を常態とする	15	15
			月 1 6 日 ～ 1 9 日	5 時間以上の就労を常態とする	19	19
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	18	18
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	17	17
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	16	16
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	15	15
				1 時間未満の就労を常態とする	14	14
			月 1 2 日 ～ 1 5 日	5 時間以上の就労を常態とする	18	18
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	17	17
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	16	16
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	15	15
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	14	14
				1 時間未満の就労を常態とする	13	13
		自営	月 2 0 日 以上	5 時間以上の就労を常態とする	19	19
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	18	18
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	17	17
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	16	16
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	15	15
				1 時間未満の就労を常態とする	14	14
			月 1 6 日 ～ 1 9 日	5 時間以上の就労を常態とする	18	18
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	17	17
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	16	16
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	15	15
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	14	14
				1 時間未満の就労を常態とする	13	13
			月 1 2 日 ～ 1 5 日	5 時間以上の就労を常態とする	17	17
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	16	16
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	15	15
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	14	14
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	13	13
				1 時間未満の就労を常態とする	12	12
2	居宅内就労	自営	月 2 0 日 以上	5 時間以上の就労を常態とする	18	18
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	17	17
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	16	16
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	15	15
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	14	14
				1 時間未満の就労を常態とする	13	13
			月 1 6 日 ～ 1 9 日	5 時間以上の就労を常態とする	17	17
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	16	16
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	15	15
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	14	14
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	13	13
				1 時間未満の就労を常態とする	12	12
			月 1 2 日 ～ 1 5 日	5 時間以上の就労を常態とする	16	16
				4 時間以上 5 時間未満の就労を常態とする	15	15
				3 時間以上 4 時間未満の就労を常態とする	14	14
				2 時間以上 3 時間未満の就労を常態とする	13	13
				1 時間以上 2 時間未満の就労を常態とする	12	12
				1 時間未満の就労を常態とする	11	11
		内職			10	10

3	疾病	入院		20	20
		常時臥床・感染性疾患		20	20
		精神性疾患	自立支援医療（精神通院医療）受給者	18	18
			その他、精神性疾患により保育に当たれない場合	16	16
		慢性疾患	国指定難病疾患	20	20
その他、慢性疾患により保育に当たれない場合	16		16		
4	心身障害	身体障害者手帳所持かつ介護者必要（第1種）療育手帳A 1・A 2		20	20
		上記以外の身体障害者手帳所持（第2種）かつ障害程度等級4級以上療育手帳B 1・B 2		16	16
5	看護・介護	同居	入院中の者の付添看護が常時必要な場合	20	20
			常時観察、付添看護（介護）が必要な場合	18	18
			上記以外の看護（介護）が必要な場合	16	16
		別居	入院中の者の付添看護が常時必要な場合	18	18
			常時観察、付添看護（介護）が必要な場合	16	16
			上記以外の看護（介護）が必要な場合	14	14
6	災害	災害等の復旧のため保育に当たれない場合		20	20
7	その他	就職活動	就職先を探すため保育に当たれない場合	10	10
		就学・技能取得のため	職業訓練校	16	16
			就労を目的とした専門学校	14	14
			大学・大学院	12	12
			上記以外への就学、自宅研究のため保育に当たれない	10	10
			場合（通信制の学校を含む）		
		町長が保育の必要性を認める場合			町長が定める
				A	B

2. 調整指数

・就労状況による調整指数は、基本指数に加算した際に20点を超えない範囲とします。

区 分		内 容		点 数	点 数
				父	母
1	ひとり親世帯	祖父母別居	祖父母宅が同一小学校区域外	+25	+25
			祖父母宅が同一小学校区域内	+22	+22
		祖父母同居		+21	+21
2	離婚調停	離婚調停中で配偶者と別居している世帯		+20	+20
3	就労状況	夜勤 (深夜労働)	1日7時間以上の就労を常態とする	+5	+5
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする	+4	+4
			1日5時間以上6時間未満の就労を常態とする	+3	+3
			1日4時間以上5時間未満の就労を常態とする	+2	+2
			1日3時間以上4時間未満の就労を常態とする	+1	+1
		シフト制 (変則勤務)	1日8時間以上の就労を常態とする	+3	+3
			1日7時間以上8時間未満の就労を常態とする	+2	+2
			1日6時間以上7時間未満の就労を常態とする	+1	+1
		就労内定中		-2	-2
4	その他	町長が緊急性が高いと判断した場合		町長が定める	町長が定める
				a	b

3. 児童指数

・低学年を優先させるため、学年状況に応じて児童指数を加算します。

区分		内容	点数
1	学年状況	小学1年生	+30
		小学2年生	+27
		小学3年生	+24
		小学4年生	+21
		小学5年生	+15
		小学6年生	+9
2	その他	町長が緊急性が高いと判断した場合	町長が定める
			C

4. 合計

(A父の基本指数+a父の調整指数) + (B母の基本指数+b母の調整指数) + C児童指数 =

・(A父の基本指数+a父の調整指数) + (B母の基本指数+b母の調整指数) + C児童指数で算定し、合計点数の高い順に入所決定をします。

・合計点数の高い者から入所決定を行い、同点の者すべてを入所させると定員を超えてしまう場合は、同居家族の生活状況を総合的に判断した上で、入所決定を行います。同居家族の生活状況とは、1. 家族構成、2. 児童の年齢、3. 保護者の勤務時間などのことです。